

質問事項に対する回答書⑥

(件名) 関越自動車道 R7湯沢管内コンクリート構造物補修工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月30日	特記仕様書	26	23-7 23-7-1	「連続路肩規制22(昼夜)」の22および「連続車線規制154(昼夜)」の154は日数を指していますかでしょうか。	22及び154は規制日数（規制設置日を含み、規制撤去日を含まない）を示します。
2	1月30日	特記仕様書	29	23-7 23-7-3	規制材保守から夜間巡回に移る際は、規制材保守を行っていた班ではなく、次の班が巡回するのを想定されていますか。 あるいは規制材保守を行っている班が夜間巡回を行うことを想定されていますでしょうか。	特記仕様書23-7-1（2）に示すとおり夜間巡回は別班を想定しております。
3	1月30日	特記仕様書	27～29	23-7 23-7-2	交通規制器材等について、摘要欄に「受注者が準備」と書いてある品目について、単価ファイルの「標識等安全施設」に含まれていないものと捉えてよろしいでしょうか。	単価ファイルの「標識等安全施設」に含まれる内容は土木工事積算基準 第25編 6-7-2に記載のとおりです。 本工事における交通規制器材等の「貸与・受注者準備」の区分については、特記仕様書23-7-2（1）に示すとおりです。
4	1月30日	特記仕様書	4	7-1		
5	1月30日	特記仕様書	26	23-7	塩沢57について、「8月2・3日」と「8月上旬～8月下旬」の抑制期間が2種類あり、その期間は「連続車線規制154【昼夜】」を一時撤去、再設置するように考えられていますか。 その場合、手摺先行足場も一時撤去し再設置となりますでしょうか。	質問番号1の回答のとおり、154は連続車線規制における規制日数を示していますので、規制及び足場の一時撤去・再設置は予定していません。 交通管理者との協議の結果、規制及び足場の一時撤去・再設置が必要となった場合には、変更対象となります。
6	1月30日	工事工程表				